

## 協力雇用主への登録手続について

長野保護観察所

この度は、協力雇用主への登録について御希望いただき、ありがとうございます。

「協力雇用主の流れ図」(②)を御覧の上、以下の内容について御確認いただき、登録について御検討いただきたく、お願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、長野保護観察所就労支援担当までお問合せ願います。

### 1 「更生保護の意義等」(③)について

協力雇用主として登録するに当たり、御承知おきいただきたい項目について「更生保護の意義等」(③)にまとめておりますので、まずは御一読願います。

こちらについては、「協力雇用主登録届」を記載いただく際に、承諾の有無を確認いただきます。

併せて『更生保護』及び『犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」を募集しています』パンフレットを御参考ください。

### 2 「協力雇用主登録届」(④)について

各項目についてできるかぎり御記入願います。

用紙の裏面に、上記1に係るチェック項目がございます。□欄にチェック(☑)いただき、署名・押印願います(住所・社名等についてはゴム印使用可。)

### 3 「別紙様式1 事業主の皆様へ」(⑤)について

協力雇用主への登録に当たり、事業主の役員等が暴力団に関わりがないことを確認させていただきます。上段をお読みいただき、同意いただける場合は、下段「誓約書」に署名・押印願います。

なお、同意いただけない場合は、協力雇用主としての登録はできません。

同意いただいた場合、暴力団照会に必要な以下の①～③の書類を添付いただきます。

#### ア 役員等名簿(⑥)

所定の様式を御使用ください。登記事項証明書に記載されているすべての役員の方について記載願います。

なお、登記していない場合は、代表者の方のみ記載願います。

#### イ 登記事項証明書(写しでも差し支えありません)

#### ウ 役員等名簿に掲載されているすべての方の本人確認ができる書類(住民票、免許証等)の写し

事業主の皆様にも多大なる負担をおかけすることとなりますが、同姓同名の方を誤って暴力団関係者と認定してしまうことがないようにするためですので、何卒御理解いただきますよう、お願いいたします。

裏面に続きます→

**4 「協力雇用主登録届」(③) 及び「別紙様式1 事業主の皆様へ」(④) (添付書類を含む) を保護観察所が受理した後について**

長野保護観察所において「協力雇用主登録届」を受理した後、長野県警察に必要事項を照会させていただきます。その後、協力雇用主としての登録の可否について、当該事業主あてに回答させていただきます。

なお、地区更生保護協力雇用(事業)主会又は地区保護司会を經由して希望をお寄せいただいた事業主の方につきましては、各会にも結果をお知らせいたします。